

学籍番号：M19AB505

氏名：北川 健治

講座名：社会政策論

担当教員：五石 敬路 准教授

課題：生活困窮者支援の地域で行うに当たっての提言

本件に関する法律は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号（以下「法」という。))で、法の施行は平成27年4月1日である。

法第1条（目的） この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

法第2条（基本理念） 第1項 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

第2項 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。（後で追加された）

法第3条（定義） 第1項 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

法第4条（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第1項で、「市及び福祉事務所は、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関、その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業（※）及び生活困窮者住居確保給付金の支給（※）を行う責務を有する。」となっている。

※ 日本国憲法第25条（生存権、国の社会的使命）

第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

※ 生活保護法（昭和25年法律第144号）

法第1条（目的）この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

制度の意義は、「生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第二のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するものである。同法に基づき、生活と就労に関する支援員を配置し、支援が必要な人には、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた自立支援計画を作成し支援が行われている。しかし、被支援者は自分の住居の周辺で過ごすため、地域での支援は欠かせない。

主な対象者は、現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者である。

そこで、地域で支援するにあたって重要な点として3点を挙げる。

1点目 生活困窮者を地域で捕捉することである。

そのため、地域で福祉的な側面から尽力されている民生委員や支援団体等からの情報は勿論のこと、自らが生活に困窮していることを周囲に話すことに抵抗感がある人もおられると思われるため、地域に根ざした幅広い相談窓口の設置が必要である。

2点目 生活困窮者を支援する担い手を発掘することである。

人の役に立ちたいと思っている人材を地域の担い手となるよう、研修などによりスキルアップを図り、人材を充実させていくことが一つの手段となり得る。

その人が全てを担うのではなく、行政や他の支援機関等に繋ぐとともに、地域で気付いた点等があれば情報提供を行うことで、複数の支援の目を行き届かせることが可能となる。それに加えて、直接支援を行わなくても、福祉的な地域活動が持続可能な取り組みとなるよう、活動団体に対して補助金を交付するなど支援していくことも重要である。

3点目 最も重要と考えられるのが地域社会の再構築である。

地域社会の稀薄化が取りざたされるなか、他人の困りごとを、他人事ではなく我が事と思える土壌の形成が必要であり、その仕組み造りが必須となってくる。

そのためには、顔の見える関係造りが必要であり、様々な年代や職業の方が集う場を設けることで今までになかった関係が作られ、自ずと地域の繋がりの一助となる。

支援団体間についても同様で、生活困窮者の世帯に対して、例えば高齢者支援や子育て支援、障害者支援など、様々な支援を個々におこなっていることがあると考えられる。それらの支援団体等が一堂に会する場を設け、それぞれ持ち得る情報から、その世帯の本質的な問題点を見抜き、改善に向けた方向を互いに共有し、それぞれが役割分担するなど、みんなで支えていく仕組みが構築されて支援を行うことが効果的であると思われる。

因みに、令和元年度 寝屋川市一般会計予算総額 860億4,000万円

寝屋川市に於ける、生活困窮者に関連する令和元年度一般会計の予算措置について  
生活困窮者の自立支援に要する経費の一般会計予算に占める割合： 0.04%

生活困窮者の自立支援に要する経費 35,069,000円

内訳 (1) 自立相談支援事業(※) 28,377,000円

(2) 住居確保給付金(※) 2,550,000円

(3) 就労準備支援事業 2,129,000円

(4) 一時生活支援事業 1,377,000円

(5) 家計改善支援事業(令和元年度から実施) 636,000円

※ 法第4条第1項に基づく、市の責務(2件)として行われるもの

扶助費の内、生活保護費の一般会計予算に占める割合： 15%

1 生活保護費の適正化実施に要する経費 13,110,858,000円

(1) 生活保護法に基づく生活保護費(扶) 13,110,858,000円

ア 生活扶助 4,040,095,000円

イ 教育扶助 65,342,000円

ウ 住宅扶助 2,022,830,000円

エ 医療扶助 6,477,303,000円

オ	介護扶助	374,247,000円
カ	出産扶助	600,000円
キ	生業扶助	25,829,000円
ク	葬祭扶助	32,073,000円
ケ	施設事務費	64,539,000円
コ	就労自立給付金	3,000,000円
サ	進学準備給付金	5,000,000円

※ 参考資料等 厚生労働省生活困窮者自立支援制度ホームページ、寝屋川市担当部局からのヒアリング